

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年2月2日 |
| 【事業年度】 | 第24期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社あきんどスシロー |
| 【英訳名】 | AKINDO SUSHIRO CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 矢三 圭史 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号 |
| 【電話番号】 | 06（6368）1001（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務管理部長 青木 浩二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号 |
| 【電話番号】 | 06（6368）1001（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務管理部長 青木 浩二 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月22日に提出した第24期（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(6) <省略>

(訂正前)

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

① 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(訂正後)

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

① 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。